

市立輪島病院における個人情報の利用目的について（公表）

市立輪島病院個人情報保護方針（平成17年3月18日策定）に基づき、個人情報の利用目的（当院職員が個人情報を利用できる場合、第三者へ提供できる場合及びその他必要な事項）について、その基準を次のとおり公表します。

なお、第三者への情報提供について、同意しがたい事項がある場合は職員へ申し出て下さい。申し出がない場合は同意しているものとして取り扱わせていただきます。

また、これらの申し出は、後からいつでも撤回、変更等ができます。

平成17年3月19日

市立輪島病院長

1 当院職員が個人情報を利用できる場合とは、次のとおりです。

- ①医療・介護その他のサービスを提供する場合
- ②医療・介護保険事務に利用する場合
- ③会計、経理その他これらに附随する業務に利用する場合
- ④入退院等の病棟管理その他の管理運営業務に利用する場合
- ⑤医療事故等を報告する場合
- ⑥感染症等を関係機関へ報告する場合
- ⑦院内における医療実習等の協力を利用する場合
- ⑧医療・介護その他のサービスの質の向上等を目的とした症例研究に利用する場合
- ⑨当該患者の医療・介護等のサービスの向上に利用する場合
- ⑩業務の維持のための基礎資料作成に利用する場合

但し、⑧の場合における個人情報の利用にあつては、当院倫理委員会による審議において承認又は条件付承認の決定を受けたものに限る。

2 個人情報を第三者に提供できる場合とは、次のとおりです。

- ①他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者と連携して医療・介護その他のサービスを行っている場合
- ②他の医療機関、公的機関等からの照会、紹介等へ返答する場合
- ③刑事捜査関係の照会等に回答する場合
- ④当該患者の診療等に当たり、外部の医師等への意見・助言を求める場合
- ⑤検体検査等の業務を外部委託する場合
- ⑥ご家族へ病状等を説明する場合

- ⑦医事事務、受付事務を外部委託する場合（院内における外部業務委託に限る。）
 - ⑧審査支払機関へレセプトを提出する場合
 - ⑨審査支払機関及び保険者等からの照会に対し回答する場合
 - ⑩委託を受けた健康診断等に係る結果等を通知する場合
 - ⑪交通事故等により診療等のサービスを受けたときに、その診療費等の支払いを特定の民間保険会社等に委任している場合（情報提供先は当該特定の民間保険会社等に限る。）
 - ⑫職場や学校等の事故により診療等のサービスを受けたときに、労務災害等の制度の利用の可否に関する問い合わせ等を当該職場等に行う場合
 - ⑬医師賠償責任保険等に係わる、医療に関する専門の団体、保険会社等へ相談又は届出等をする場合
 - ⑭外部監査機関へ情報提供する場合
 - ⑮本人に交付した診断書等の記載内容について、本人が提出した先の民間保険会社等からの問い合わせに返答する場合
 - ⑯がん登録事業等の公益的な事業に対し情報提供する場合
- 3 上記に定められていない場合（個人情報の利用及び提供を制限されている場合）であっても、次のいずれかに該当するときは利用され、又は情報提供を行う場合があります。
- ①本人の同意を得ている場合
 - ②法令等の規定に基づく場合
 - ③個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合
 - ④その他公益上必要があると認められる場合

附 則

平成 29 年 8 月 31 日一部改正